

### 第3回 旧岩井西高校跡地検討委員会【会議録】

日 時：平成30年8月31日（金）午後2時～3時10分  
場 所：本庁舎1階 多目的ホール  
出席者：青木 潔、・島美津子、永塚久男、北村広美、鈴木光與志、石山巖、  
（敬称略） 須賀正雄、中島玉枝、野本隆男、張替秀吉（欠席：小谷野伊一、  
風見好文）  
＜事務局＞企画部長、企画課長、企画課員5名  
配布資料：次第  
委員名簿  
座席表  
旧岩井西高校跡地検討委員会第3回会議資料  
旧岩井西高校跡地利活用方策の検討に関する報告書（案）

#### ○挨拶

石山委員長

本日はお暑い中、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。前回の会議では、各委員から建設的な意見が出された。お陰様である程度の方角性が出されたと思う。本日は第3回になるが、更なるスムーズな進行ができるようご協力をお願いしたい。

・島副委員長

お暑い中、お忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日もよろしくお願いいいたします。

#### ○議 事（進行 石山委員長）

議事1 これまでの議論の整理等

資料説明（事務局）

- ①廃校の利活用事例（全国の廃校利用の傾向）
- ②委員会における施設利用に関する意見
- ③施設の解体等に要する経費見込み〔参考〕

○質疑等

- 委員 消防署を建設するのに必要な面積はどの程度か。
- 事務局 西南広域消防本部において示された改修計画では、10,000 m<sup>2</sup>必要といわれている。その土地は坂東市で用意することになっている。
- 委員 坂東消防署は、東日本大震災の影響で3階（望楼）が使えない状況。また同じような災害が起きれば、倒壊する可能性もある。消防署の移転に10,000 m<sup>2</sup>必要であれば、岩井西高跡地が無難だと思われる。
- 消防団で行っている操法の練習は、農協などに場所を借りて行っている状況である。操法の練習は消防署との連携が必須であるため、広い敷地が望ましい。また、操法大会は、県西地域10市町村中、町を除いて大会会場となる施設が提供できないのは坂東市のみ。新たな消防署は広い敷地であってほしい。
- 委員 福祉・医療の関係で岩井西高の教室を有効活用できれば、新たに福祉施設を作るよりはコストが抑えられるのではないかと思う。
- 委員 ②-5教育・スポーツ分野において外国人向けの日本語・暮らし方教室とあるが、英語体験ができるような日本人向けの英会話教室もあるといい。利用料を取るなど、利益も追求したほうがよい。
- 委員 廃校の活用の事例について、資料に記載されているのは市や民間が購入した例が多いが、県内で廃校した学校を購入しているのはすべて市か企業なのか。
- 事務局 資料には、インターネット等で調べられた例をこちらで抽出して記載している。高校が廃校になる場合、その数年前に県から市へ購入意向の照会が来るような流れになっている。
- 委員 近隣では石下高校と上郷高校が統合し、石下紫峰高校が残った。上郷高校はつくば市が購入したが、具体的な利活用は示されていない。ここに記載があるのは具体的な方向性が決まった高校で、方向性が決まっていない学校も中にはある。全国的な廃校利活用の傾向にも示されている通り、多くの廃校が利活用の方向性が示されていない状況である。
- 委員 県のほうから、具体的な利活用の方向性は示されていないのか。また、県から更地にした状態で譲渡するよう提案してみてもどうか。
- 事務局 坂東市が利用しなかった場合の県の方向性は示されていない。県は、自身で活用予定のない校舎等の解体等にお金を掛けることはないと思われる。よって取り壊しについては県では行わず、現状のままでの取引となる。

## 議事2 検討報告書(案)について

### 資料説明(事務局)

- ①基本的な考え方
- ②利活用の方向性
- ③付言(その他)

### ○質疑等

- 委員 消防関係の施設は良いと思っていた。どちらにせよお金が掛かる。市で使えるところを使っただくということをお願いしたい。
- 委員 第4回会議にて、当委員会から市長へ報告書を提出することになっている。今回の会議で、報告書(案)を概ね仕上げる形になるので、ご協力をお願いします。

### 「1 基本的な考え方」について

- 委員 持続性がある事業が大切。この考えを大事にしていきたい。
- 委員 将来性ということで、10年先のことを考え外国人向けの施設についての記載が必要だと思う。
- 委員 「2 利活用の方向性」の「1-②防災・防犯」に「消防署」とあるが、消防署等は市にお金が入らないため、「1 基本的な考え方」の「(1)費用対効果」には当てはまらないのではないか。
- 委員長 「1 基本的な考え方」は、具体的な利活用方法を示すものではなく、様々な可能性を含むものではないか。この基本的な考え方から、次の「2 利活用の方向性」につながっていけばいいのかなと考える。
- 事務局 「1 基本的な考え方」は、あくまで検討にあたっての考え方(前提)として記載している。
- 委員 どんな施設を作るにも人件費がかかる。人件費についても考えてほしい。

### 「2 利活用の方向性」について

- 委員長 医療・福祉分野での利用の部分に、先ほど意見のあった「外国人交流」についての文言を入れてもよろしいか。
- 委員 (2)医療・福祉分野に「複合型福祉センター」を入れてほしい。

「3付言」について

- 委員長 | 指定管理者制度について説明願いたい。
- 事務局 | 指定管理者制度とは、公共施設の管理・運営を、企業をはじめとした営利団体や財団法人、NPO 法人、市民グループその他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度。坂東市では、「夢積館」や「ほほえみ」が指定管理者制度で運営している。
- 委員 | 公募制という文言を付け加えてほしい。

その他意見について

- 委員 | 防災分野は、今坂東市で必要不可欠な問題だと思う。今後重要視していかななくてはならない。

※ 本日の議論を踏まえ、事務局にて検討報告書（案）の修正を行い、次回第4回委員会にて再度確認することとする。

○次回の会議日程

平成 30 年 10 月 18 日（木）午後 2 時～ 予定

以 上